平成 25 年 6 月 11 日 (2013 年)

西宮市幼児期の教育・保育審議会 委員各位

平成24年度の保育所待機児童対策について

平素は、市政の推進にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、保育所待機児童の解消については、本市における重要課題の一つと捉えて、取組みを進めており、平成22年度以降の3年間では、1,211人の受け入れ枠を拡大しました。(裏面グラフ参照下さい。) 平成24年度においては、以下の対策事業を実施しました。

- (1) まつぼっくり保育園新設(定員120人)
 - ...市有地(甲子園口6丁目)の無償貸与による民間保育所整備。
- (2) つぼみ夢保育園新設(定員30人)
 - ...阪急苦楽園口駅近くの賃貸物件を活用した民間保育所分園整備。
- (3) 二コニコ桜夙水園新設(定員30人)
 - ...市民から寄贈を受けた施設「夙水苑」(土地・建物)の無償貸与による民間保育所分園整備。
- (4) 東山ぽぽ保育園分園増築(定員45人)…既設園の増築による定員増。
- (5) 西北夢保育園増築(定員40人)…既設園の増築による定員増。
- (6) 事業所内保育施設を活用した(官民協働による)保育ルーム整備(定員 10人) ...(株)アッシュ・セー・クレアシオンの事業所内保育施設を活用した保育ルーム。
- (7) 公立幼稚園余裕保育室を活用した保育ルーム整備(定員25人)
 - …浜脇幼稚園の保育室を活用した保育ルーム。
- (8) 市有地を活用した保育ルーム整備(定員30人)…市有地(薬師町)に保育ルームを整備。
- (9) 民間賃貸物件等を活用した保育ルーム整備(定員45人)
 - …市内9か所で賃貸物件や認可外保育施設を活用した保育ルームを整備。
- (10)認定こども園整備(定員10人)…上甲子園幼稚園が幼稚園型認定こども園を整備。
- (11)民間保育所での定員増(定員45人)…既設の3園で、保育士を確保し定員を増加。

これらの取組みの結果、認可保育所や保育ルーム等への入所者は 367 人増加し、平成 25 年 4 月 1 日 現在の待機児童数は対前年比で 81 人が減少し、 0 人となりました。

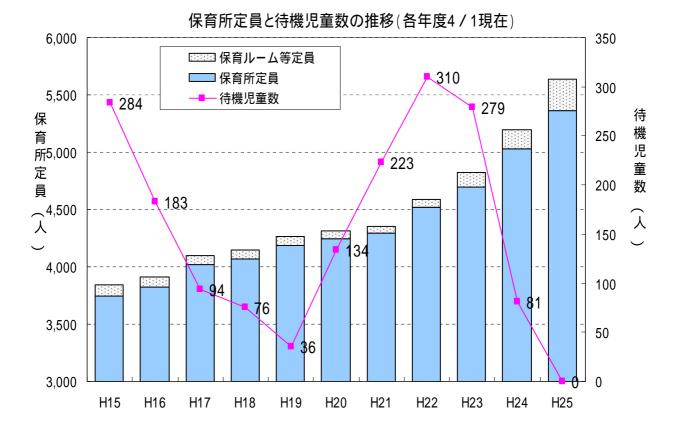
しかしながら、保育所の入所申込者数は 1,868 人と昨年に比べて 142 人増加しており、求職活動中や入所希望のアンマッチなどにより保育所や保育ルーム等に入所できていない方が 250 人おられますので、依然として保育需要は高い状況にあります。

このことから、来年4月には定員90人の認可保育所3園(戸崎町、日野町、中島町)を開設する他、引き続き待機児童対策に精力的に取組み、必要な保育施設を整備すると共に、子育て支援の推進に取り組んでまいります。

ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

担当:児童福祉施設整備課 緒方(電話35-3289)

保育所事業課 廉沢(電話35-3176)



西宮市児童発達支援センター等施設整備事業について

1.新センター整備の目的

これまで本市では「子どもが輝くまち・人にやさしいまち」を基本理念に、子どもの健やかな成長やすべての子育て家庭を地域全体で支えるための環境づくりを進めてきました。

また、発達面や学習面、生活面などに課題のある子どもに対しても、さまざまな支援や成長 を促す取り組みを行ってきています。

そして、このたび、さまざまな課題や不安を持つ子どもが、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、従来の医療・福祉・教育の垣根を越え、現在のわかば園と NSSC とを移転・複合化して再整備を行うこととしました。

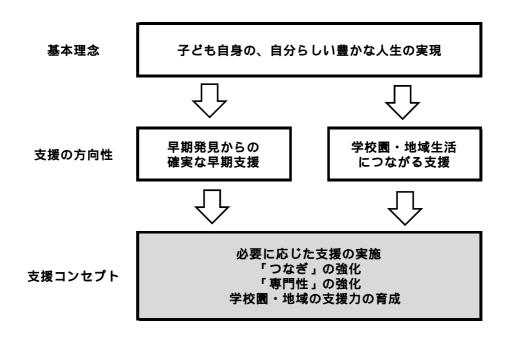
今回整備する新センターでは、幅広い関係機関等とも連携しながら、切れ目のない適切なサポートを行うために中核拠点としての機能を果たしていくことをめざしています。

2. 支援の考え方

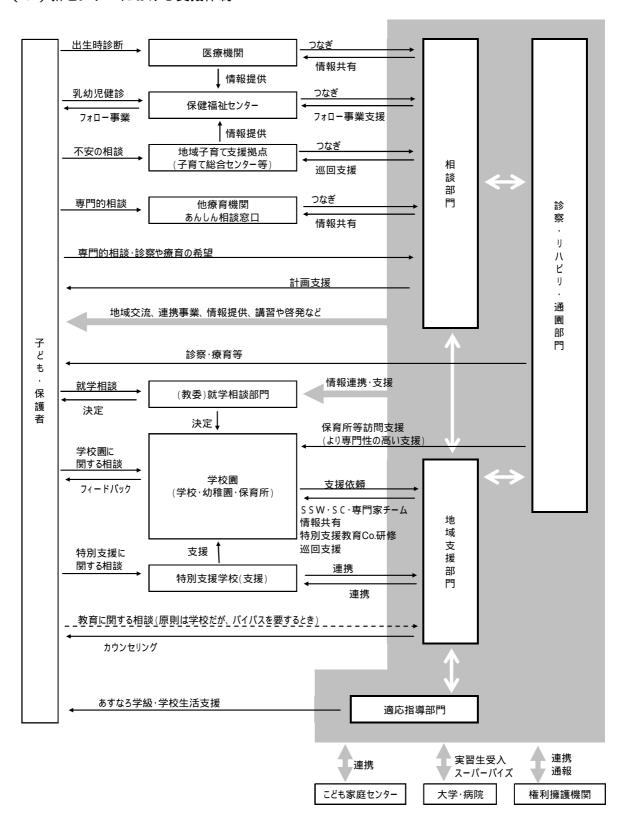
(1)基本理念

わたしたちは 子ども自身の自分らしい豊かな人生を 実現するための支援をめざします

(2)基本理念から支援コンセプトへ



(3)新センターにおける支援体制



3.施設整備の基本方針

- (1) 質の高いサービスを実現する施設整備
 - ・ 医療・福祉・教育が一体的に、切れ目のないサービスを提供できる施設
 - ・ スタッフが動きやすく・働きやすい施設
 - ・ 誰もが気軽に立ち寄れる地域に開かれた施設
- (2) 費用対効果を意識した施設整備と維持管理に配慮した施設整備
 - ・ 将来の環境変化への対応が可能な施設
 - ・ 施設整備費及び維持管理費の費用対効果の高い施設
- (3) 環境に配慮した施設整備
 - ・ 地球環境への配慮
 - ・ 地域環境への配慮
- (4) 安全・安心な施設整備
 - ・ 自然災害等への対策及び機能保持
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した施設

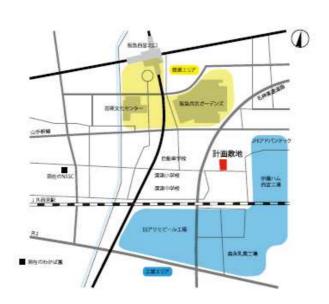
4. 計画敷地

(1)敷地位置

西宮市高畑町 20番 10

(2)敷地面積

2,327.66 m²



5 . 各階平面計画

(1)1階・・・通園部門、地域支援部門

- ・ 肢体不自由児の保育室と知的障害・発達障害のある子どもの保育室、それに付随する子ど もトイレ、医務室、遊戯室等を配置します。
- ・ 通園部門は給食があるため、乳幼児40人分程度の昼食を準備する調理室も同じフロアに配置します。
- ・ 玄関はすべての部門と共用となるので総合案内を兼用したサロンを配置します。

(2)2階・・・リハビリ部門、診察部門

- ・ エレベーターホール近くに受付・会計を設け、利用者の誘導、案内を行います。さらに診察部門とリハビリ部門にはそれぞれの待合を設けることで、各室へのスムーズな動線計画を図ります。
- ・ PT室、OT室、SI室等のリハビリ室は天井高が高く大きな室が求められているため、スパンに合わせてそれぞれに適した空間を提供できる計画としています。

(3) 3階・・・事務部門 、相談・地域応援部門

- ・ 事務部門は、北側にわかば園とNSSC 共有の職員室を配置します。
- ・ 相談部門は、プライバシーにも配慮して、落ち着いた空間で相談等ができるように、部門 が区画できる計画としています。
- ・ 地域応援部門は、エレベーターからのアクセスのしやすい位置に配置します。

(4)4階・・・適応指導部門、事務部門

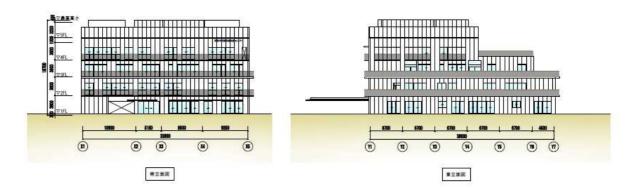
- ・ 適応指導部門は、精神的に不安定な児童でも安心できるように、部門で区画できるように 計画としています。
- ・ 大会議室は、災害時に福祉避難所としての機能を担います。

(5)5階・・・屋上、プール

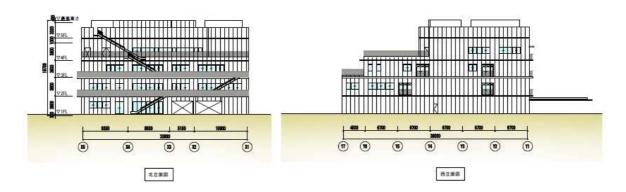
- ・ 下階への漏水や将来的なメンテナンス等に配慮して、屋上プール (FRP 製とする)を躯体から独立して設置します。
- ・ プールに付随する諸室として、更衣室、救護室等を計画しています。
- ・ 屋上は、空調室外機やキュービクル置場として計画しています。
- ・プールには、日除けや風除けを適切に設け、プライバシーにも配慮します。

6.四方立面図

(南) (東)



(北) (西)



7.スケジュール(予定)

日 程	項目
平成 25 年 4 月 11 日	入札公告
平成 25 年 4 月 12 日から 22 日まで	入札説明書等に関する質問受付
平成 25 年 5 月 10 日	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 25 年 5 月 13 日から 5 月 15 日まで	一次審査の申請受付
平成 25 年 5 月 22 日	入札参加資格確認結果の送付
平成 25 年 6 月 24 日から 6 月 28 日まで	二次審査の申請受付
平成 25 年 6 月 28 日	入札及び開札
平成 25 年 7 月 31 日	プレゼンテーション
平成 25 年 8 月上旬	落札者の決定・公表
平成 25 年 8 月中旬	仮契約締結
平成 25 年 9 月中旬	本契約締結、審査結果の公表
平成 25 年 10 月から平成 26 年 6 月まで	実施設計等
平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月まで	建設工事施工
平成 27 年 7 月から平成 27 年 8 月まで	引越等開設準備
平成 27 年 9 月	供用開始

平成 24 年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会

【格差是正・こども支援 WG】 平成 24 年度の審議経過

(P1~ P8)

1. 平成 24 年度格差是正・こども支援WGの審議経過

(1)はじめに

平成24年度の「格差是正・こども支援ワーキンググループ」では、諮問6項目のうち、「1.幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」「4.保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について」「6.行政組織・推進体制の一元化について」の3項目について、今年度、計4回のワーキングを開催するとともに、審議会においても、ワーキングでの整理を踏まえて議論を行ってきました。

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

・子ども・子育ち環境(残された2つのトピックの検討)

【諮問4】保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について

- ・認可外保育施設への支援(助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化)
- ・公費投入のあり方(公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理)

【諮問5】特別支援教育・障害児保育のあり方について

【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

・幼保一体化(国の動向も踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備)

(2)子ども・子育ち環境(残された2つのトピックの検討)について

平成 23 年度から検討されてきた望ましい子ども像と環境整備については、今年度は残る 2 つのトピックについての検討がなされました。

「文化にふれる」取り組み(平成24年10月24日 第1回WG)

	・保護者向けの講演会や情報提供、体験の場の設定。
方向性	・大人の語りや子どもとのコミュニケーションを大切にする。
	・豊かな自然を背景に、地域で子育てをする。
	・保護者のデジタル化(子どもとの直接的なかかわりの減少)
課題	・保護者の子育ての不安(習い事に走る風潮)
	・3 世代家庭の減少(子育ての相談者の不足)
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
	・大人がお話を直接語ることができるように。
	・自然の中でゆったりと子育てができるよう、地域として支える。
14411-	・高齢者との交流ができるように。
検討内容 ・	・保護者が子どもと一緒に遊ぶことの良さを啓発する。
	・10 代の子どもや妊娠期間の保護者に対して、子育てのあり方の情報提供や子育て
	体験の場を設定する。
	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙、
あそび	絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造
	形遊び

「生活習慣・生活リズム」にかかる取り組み (平成25年1月15日 第3回WG)

	・ 保育所・幼稚園での子どもの生活リズムを大切にする。
方向性	・ 押し付けや強制的ではなく、有用感のあるものにしていく。
	・ 体験を重視することで、子どもの成長を促す習慣を共有していく。
	・ 実際の家庭生活の変化(共働き、就寝時刻が遅くなる傾向など)
課題	・ 強制にならない進め方
	・ 幼保小、保護者との連携
L - 12	家庭、無理強い、自律、しつけ、聞く、座る、走る、あいさつ、片付け、自己責任、
キーワード	協働、感謝、手洗い、うがい、着替え、食事、排泄、集団生活
	・ 実践目標の設定で終わることなく、検証、発信、啓発ができるように。
	・ 少なくとも、保育所・幼稚園で子ども達のリズムをつくりあげる。
	・ 父親が子育てに協力し、母子の関係を大切にすることが大切。
検討内容	・ 生活習慣やリズムの強制にならないように、注意していく。
	・ 外遊びや、小動物・植物への関わりなどの体験を大切にする。
	・ 自然の中での体験を重視した生活習慣を大切にする。
	・ 生活習慣の意義を幼保小で共有できるように。
あそび	ままごと遊び、体操、小動物、花や野菜の水やり

今後、地域における子育て支援の充実(子ども・子育ち環境)についての議論は、西宮の子どもの望ましい子ども像と環境整備のあり方としてまとめ、さまざまな子育て施設や支援の場で活用されることが求められます。

(3)認可外保育施設への支援(助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化)について 平成24年10月現在、市内に60施設(うち、事業所内保育施設は18施設)開設されており、 大きく分けて、主に従業員のための「事業所内保育施設」、幼児教育を主体とする「プリスクール 等」、それ以外の「その他認可外保育施設」に分類することができます。

施設分類ごとの施設数と利用者数等については、下表のとおりです。

西宮市内の認可外保育施設の状況(単位:箇所、人)

施設区分	施設数	利用者数				
心改区力	心心及效	0~2歳児	3~5歳児	合計		
事業所内保育施設	18	157	83	240		
プリスクール等	6	223	309	532		
その他認可外保育施設	36	348	238	586		
合計	60	728	630	1,358		

注) 平成 24 年 10 月 1 日現在。

認可外保育施設における多様な保育ニーズへの対応状況

事業所内保育施設を除く

一時預かり実施…35施設

休日保育実施...... 5 施設

夜間保育実施.....(20 時まで) 8 施設 (21 時まで) 3 施設

(22 時まで) 1 施設

(24 時まで) 1 施設

認可外保育施設では、児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設整備等について、「認可外保育施設指導監督基準(別紙資料1)」に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令の遵守が必要です。本市では、国基準に従い、認可外保育施設(事業所内保育施設を含む)60施設に対する指導監査を行っています。

監査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たしている(あるいは満たす見込みである)場合には、その旨の証明書を交付しています。証明書の交付を受けている施設は、42施設中(事業所内保育施設 18施設は交付対象外)24施設となっています。

保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準について

「認可外保育施設指導監督基準」を基本として、考えることが適切であると考えます。 さまざまな保育形態がある認可外保育施設への支援については、衛生面、安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズムを身につけられ、元気に体を動かすことができるような保育環境であることが求められます。

施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上に繋がるものについて

平成 22 年度に行った監査における施設運営者からの要望等を参考に、検討を行いました。直接子どもや職員にかかわるものとして、児童、職員も含めた「健診」や入所幼児の相談や連絡体制の整備といった「情報・連絡」、職員や保護者向けの「研修」といった項目については、保育の質の向上につながる重要なものであり、支援にあたっては優先的に行われるものであると考えます。今後は、子ども・子育て関連 3 法で示されていく補助の制度の状況も見ながら、具体的支援の作成を進める必要があると考えます。

しかし、認可外保育施設の規模・形態は異なっても、どこに対しても支援の必要性があるという意見や、認可外保育施設も認可を取得してはどうかという意見、支援の内容や基準についての意見、また幼稚園型の認定こども園は認可外保育施設扱いになるため、今後の認定こども園についてどのように考えるべきかといった意見など、さまざまな意見があったことも付け加えておきます。

参考:認可外保育施設からの要望等について(平成22年度 監査実施51施設中21施設より)

事項区分	概要					
助成全般	3件	・認可外保育施設への助成制度を創設してほしい。 ・認可外保育施設を含めた待機児童対策を実施してほしい。				
経営環境	3件	・待機児童に関する需要予測が困難で、経営が難しい。				
健診	5件	・現状では費用面の問題から年2回の健診実施は困難である。 ・認可保育所の待機児童が多く児童の在籍期間が短いため、保護するの依頼が徹底しにくい状況がある。 ・児童の健康に関することは、認可保育所に通う子どもと差が出たいようにすべきである。				
研修	3件	・認可保育所保育者向けの研修に参加したい。 ・参加しやすいよう、開催日程(日曜等)を検討してほしい。 ・研修資料を配付してほしい。				
情報・連絡	6件	・入所児童に関する相談・連絡体制を整備してほしい。				
監査基準	3件	(市の監査基準についての問い合わせ)				
その他	2件	(その他相談)				
計	25件					

(4)在家庭への支援について

在家庭の現状は、平成 24 年 5 月 1 日現在、就学前児童 28,372 人のうち、在家庭者数は 13,222 人(46.6%) となっています。

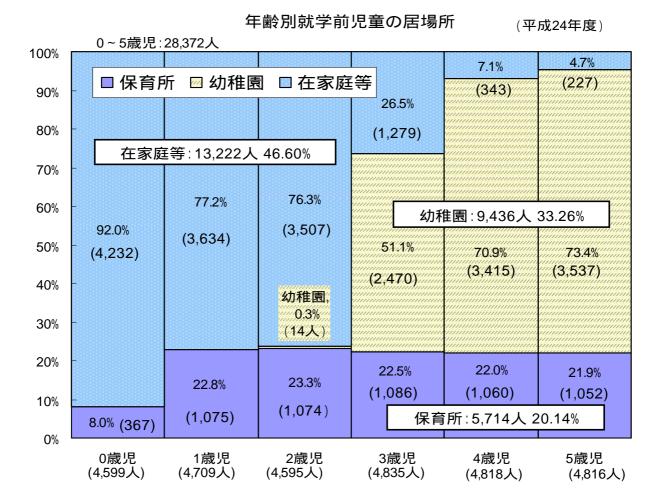
現在、在家庭を含めて、さまざまな機関が子育て支援を行っています。(別紙資料2)

これからの支援では、在家庭のニーズを的確に把握し、支援することの重要性や、情報提供の時期を出産直後ではなく、妊娠中や若い世代にすること、支援する側の保育施設等の連携や準備の重要性が求められています。また保護者がサービスの受け手にとどまらず、趣味などをきっかけに集まり、子育ての交流や地域支援をすることができる体制への支援という必要性についても意見がありました。

今後子ども・子育て関連3法に基づき、市で実施されるニーズ調査により家にこもりがちな家庭や妊娠中の家庭も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。母子保健(保健所)と子育て(こども部)の連携した取り組みが求められます。

参考: 就学前児童の状況 平成 24 年 5 月 1 日現在 就学前児童数(0~5歳児)28,372 人) 就学前児童のうち、約半数が在家庭等(認可保育所や幼稚園に通う児童以外、認可外保育 施設利用者を含む。)となっています。

保育所	幼稚園	在家庭	計
5,714人(20.14%)	9,436人(33.26%)	13,222人(46.60%)	28,372人(100.0%)



(5)公費投入のあり方(公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理)について 公立幼稚園の運営経費の見直しについて

さまざまな視点から検討され、今後の公立幼稚園の運営経費の縮減については、幾つかの方法が出されました。「職員数の減少見込みによる、採用の抑制」「臨時職員や嘱託職員の採用」「今後の園の縮減」などです。

公立幼稚園の運営経費は、さまざまな点から経費を縮減していくことが求められます。今後も 見直しについては、検討を進める必要があると考えています。

【公立幼稚園の規模】

(平成24年5月1日現在)

	平成24年度在園者数(人)							
公立幼稚園	4	5児	5	5.児	合計			
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数		
21 園合計	650	22	802	31	1,452	53		
21 園平均	31	1	38.2	1.5	69.1	2.5		

【私立幼稚園の規模】

(平成 24年5月1日現在)

	平成24年度在園者数(人)					
私立幼稚園	満3歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	仁	計
	人数	人数	人数	人数	人数	学級数
40 園合計	14	2,470	2,764	2,735	7,983	302
40 園平均	0.4	61.8	69.1	68.4	199.6	7.6

満3歳児は5月1日現在のため、4/2~5/1生まれの幼児のみとなっています。

【公立幼稚園の職員の配置】

基本的配置 園長1 (教頭1) 教諭1~5 養護教諭1 園務員1

〔職員数〕

(平成24年12月1日現在) (人)

/\ -\	正職員(再任用含む)		臨時耶	戦員	総計		
公立幼稚園	教育職 1	労務職	教育職 2	労務職	教育職	労務職	合計
21 園合計	69	20	39	2	108	22	130
21 園平均	3.29	0.95	1.86	0.10	5.14	1.05	6.19

1 産休・育休者含む

(休職代替)

- 2 本定欠(本来正規職員枠に配置される臨時職員:13人)、 産休等代替(12人)、養護教諭(臨任12人)、園長代行(2人)
- 3 浜甲子園幼稚園 4歳児学級は、休級

【私立幼稚園の職員の配置】

基本的配置 園長1 教諭1~ 事務職員1~

〔職員数〕

(平成24年現在) (人)

71 - 4 44 国	教育職 1			事務職		総計		
私立幼稚園	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	教育職	事務職	合計
40 園合計	460	20	87	70	31	567	101	668
40 園平均	11.5	0.5	2.18	1.75	0.78	14.18	2.53	16.7

1 園長、教諭

【職員の平均年収】 (平成22年決算)

公立幼稚園(園長、教諭、養護教諭、園務員)	7,239 千円
私立幼稚園(園長、教諭、事務職員)	4,810 千円

【職員の平均年齢】

公立幼科	遠園(園長、	教諭、	養護教諭、	園務員)(平成23年度)	43.0 歳
私立幼科	遺(園長、	教諭、	事務職員)	(平成 22 年決算)	34.1 歳

【運営経費縮減の試算】

平成25年度以降、園の数が減り、14園になった場合。

(- 7園)

(4歳児学級は1学級、5歳児学級は1~2学級と想定)

53学級 36学級(-17学級)

(園長-7名、教諭-17名、養護教諭-7名、園務員-7名)

平成 24 年度の教職員の平均人件費を基に上記人数分の人件費を削減した場合、約3億円の削減となります。 下表へ

[公費投入額(幼稚園費)の推移]

(千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成 年度
1,165,426	1,155,819	1,115,430	1,050,375	777,810

(内訳:給料、職員手当、共済費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等)

保育補助員の費用は、含まない

平成 年度予測額は、平成23年度決算より、7園(約17学級)分の人件費を差し引いた額。

[歳入(入園料、保育料)の推移]

(千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成 年度
198,844	178,460	179,329	163,151	94,789

平成 年度予測額は、平成 23 年度決算より、7 園(約 560 人)分の減少分を差し引いた額

公立幼稚園の保育料の見直しについて

同じ公立である保育所との保育料の比較では、運営経費に占める公費投入の割合や保護者負担の割合に大きな差があり、このことからも、保育料の適正化を検討する必要があると考えられます。保育所と比較し、1時間あたりの保育料を同じにする方法で、応能負担に変更することも検討しました。利用者負担については、応能負担を基本にすることが、国の方針となっています。したがって、公立幼稚園の保育料の適正化については、今後は応能負担の方向で整備すべきと考えます。

しかし、現在は、市による就園奨励助成金の増額の取り組み途中であり、また子ども・子育て 関連3法を踏まえた具体的内容が示されていない状況なので、保育料の具体的改正は、その後に 行うことが適切と考えます。

【幼稚園の運営経費に占める公費投入額と保護者負担(公立保育所との比較)】

中間答申より抜粋 平成 22 年度決算

	公立幼稚園(4·5 歳)	公立保育所(3~5歳)
運営経費	11 億 8,000 万円	11 億 9,000 万円
児童数	1,612人	1,532人
1人あたり月額経費	6万1,000円	6万4,900円
公費投入(月額)	5万1,700円(84.8%)	3万9,500円(60.9%)
保議者負担(月額)	9,300円(15.2%)	2万5,400円(39.1%)

「新しい公立幼稚園の保育料の考え方(案)」

定額制であった公立幼稚園の保育料を、応能負担制度に変更すること。

手法~公立幼稚園と保育所の保育料1時間あたりの保護者負担を公平にすること。

年間の保育時間で比較すると、公立幼稚園の保育時間は公立保育所の保育時間の 28~40%となります。(中間値34%)

公立幼稚園の新保育料(月額)案

保育所の使用する保護者の階層区分を使い、以下のように考えてみます。

[公立幼稚園の保育料] = [保育所の保育料] x [3 4 %]

保育所と公立幼稚園の保育料の比較と新保育料案

階層区分		現行 保育所 保育料	現行 公立幼稚園 保育料	新幼保育料 現行×0.34	現行との差額
Α		0 円	0円	0円	0 円
В	母子父子	0 円	0 円	0円	0 円
	上記以外	3,000円	1,000円	1,000円	- 200 円
С		8,800円	2,400 円	3,000円	+ 600 円
D ·	1	14,800円	4,800 円	5,000円	+ 200 円
D :	2	21,600円	9,600円	7,300 円	- 2,300 円
D 3	3	30,800円	9,600円	10,500円	+ 900 円
D 4	4	33,800 円	9,600円	11,500 円	+1,900円
D !	5	35,400 円	9,600円	12,000円	+2,400円
D (5	37,300 円	9,600円	12,700 円	+3,100円
D 7		38,100円	9,600円	13,000円	+3,400円
D 8	8	41,000円	9,600円	14,000円	+4,400円

D1とD2の階層は、現在の幼稚園では明確に区分されていません。

上記 34% の場合の保育料は + 11,346 千円/年、現行保育料総額(概算)の 8%のアップ

40%での試算では、 + 39,687 千円/年、現行保育料総額(概算)の 26%アップ

(平成24年度の保護者の所得階層での試算)

【子ども・子育て関連3法説明会(内閣府)資料より】

広報用資料より抜粋

利用者負担は<u>応能負担が基本</u>。どの施設を選んでも、必要な財政支援が受けられます。 利用者負担は所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国の基準をベースに地域の実 情に応じて市町村が定めます。

子ども・子育て支援新制度に関するQ&Aより抜粋

Q:新制度では、利用者負担が定率・応益負担となり、負担が増えませんか。また、保育の必要量を認定する仕組みになるそうですが、短時間利用、長時間利用などが設けられると、細切れ保育となって、保護者の負担増や低所得者の排除につながるのではないでしょうか?

A:新制度の利用者負担については、 現行制度の水準を基本として、 <u>所得階層区分ごと、</u>利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担を設定することを基本としていますので、定率・応益負担にはなりません。

(6) 幼保一体化(国の動向も踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備)について 幼保一体化については、これまで国の動向や、他市での状況等を資料としながら、検討しまし たが、現時点においても方向性が出ていない状況です。今後、国の動向を踏まえて検討していく 必要があります。(別紙資料3)

別紙資料1~3

1. 保育に従事する者の数及び資格

- (1)保育に従事する者の数は、主たる開所時間である 11 時間(施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、概ね児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」という。)第 33 条第 2 項に定める数以上であること。ただし、2 人を下回ってはならないこと。また、11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、常時 2 人以上配置すること。
- (2)保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- (3)常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。
- (4)保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。
- 2. 保育室等の構造設備及び面積
- (1)乳児用の保育を行う部屋(以下、「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。
- (2)保育室の面積は、概ね乳幼児1人当り1.65 m²以上であること。
- (3)乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- (4)保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- (5)便所には、手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は、概ね幼児 20 人につき 1 以上であること。
- 3. 非常災害に対する措置
- (1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
- 4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- (1)保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及び口をいずれも満たさない場合においては、3 に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

- イ.建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。
- 口.乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(11)	屋内階段
	屋外階段
(3)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第
	3 項に規定する構造の屋内特別避難階段
	退避上有効なバルコニー
	建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに
	順ずる設備
	屋外階段

- (2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
 - イ.建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - 口.乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合においては、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(11)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第
	3項に規定する屋内特別避難階段
	屋外階段
(3)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第
	3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	退避上有効なバルコニー
	建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに
	順ずる設備
	屋外階段

八.保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは、壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合おいては、この限りではない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において、調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、 当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 二、保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ.保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が 設けられていること。
- へ. 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ト.保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防炎処理が施されていること。

- (3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
 - イ.建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - 口.乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は、設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。
 - (い) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
 (ろ) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段

八.保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは、壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のも のが設けられている場合

保育施設の調理室において、調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、 当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 二、保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ.保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が 設けられていること。
- へ、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ト.保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防炎処理が施されていること。

5.保育内容

(1)保育の内容

- ア、児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- イ.乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ウ.児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要である こと。
- エ.漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育 になっていないこと。
- オ.必要な遊具、保育用品等を備えること。

(2)保育従事者の保育姿勢等

- ア.児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。 特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性 の確保が求められること。
- イ.保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努める こと。
- ウ、児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
- エ.児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合 は、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。
- (3)保護者との連絡等
 - ア、保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
 - イ.保護者との緊急時の連絡体制をとること。
 - ウ.保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、 児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

6.給食

(1)衛生管理の状況

ア、調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

(2)食事内容等の状況

ア.児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。 イ.調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 7.健康管理·安全確保
- (1)児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

(2)児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3)児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。

- (4)職員の健康診断
 - ア.職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
 - イ.調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。
- (5)医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医薬品を備えること。

(6)感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- (7)乳幼児の突然死症候群の予防
 - ア、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
 - イ、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
 - ウ.保育室では、禁煙を厳守すること。

(8)安全確保

- ア.児童の安全確保に考慮した保育の実施を行うこと。
- イ.事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- ウ.不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- 8. 利用者への情報提供
- (1)提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。
- (2)利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。
- (3)利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。
- 9. 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

実施機関別 子育て支援事業一覧

民間保育所

		内容	要件					
	 地域交流	地域のお年寄りや地域の中高生との共同活動を通じて異世代交流を実践	年2回以上行う。					
必須条件	育児相談(常時)	地域の子育て家庭の保護者や児童等(以下「子育て家庭」という。)に対する 相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、支援の調整を行う。	来所、電話及び家庭への訪問等、子育て家庭の 状況に適した方法により実施すること。 定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の 状況などの把握に努め、それに応じて適切な相談 指導ができるよう実施計画を作成すること。 保健相談等も常時実施することとし、必要に応 じて疾病の予防、食育に関すること、健康増進に 必要な保健上の注意・助言等を与えること。					
1)体験保育 (許可事業)		児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童を対象 に、保育所で一定期間(3日間以上)体験保育を実施する。(10)の子育て 地域応援事業実施園は除く	保護者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定して実施する。 児童の発達の観察や該当する親子の抱える悩みや問題点を適確に把握し、指導計画又は保育計画を策定した上で必要な支援を行う。 年3回以上、1回3日以上(全園共通) A:1回同一児童3名以上 B:1回同一児童4名以上 C:1回同一児童6名以上					
` ')短期体験保育 可事業)	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童を対象に、保育所で1日体験保育を実施する。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く	保護者が利用しやすい日(土日祝日も可) を選定して実施する。 クラスの中に親子で保育に参加し、 保育所生活を体験させる。 1日あたり2時間以上実施する。 A:年間27組以上 B:年間36組以上 C:年間54組以上					
(, -	育て教室の開催 可事業)	地域の子育て家庭を対象に、予め受付先着順又は抽選等により決定し、年間 を通じて各種保育園での行事等に決定した登録者を招待する。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く	年3回以上行う。 A:登録者5組以上 B:登録者7組以上 C:登録者10組以上					
(4)育	児講座(許可事業)	地域の子育て家庭を対象に、子どもの成長発達や子どもとの具体的な対応・接し方等、育児に関する講座を行う。(10)の子育て地域応援事業実施園は除く	年1回以上行う。(1回6組以上)					
の発行 (許可 (6)よ した情	域の子育て情報誌 テ・配布 可事業) い子ネットを活用 青報発信	子育て家庭に様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行う。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く よい子ネットを活用して、子育て家庭に様々な保育サービス及び育児に関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行う。	年2回以上行う。(1回A4、2ページもしくはB4、1ページ以上・200部以上)よい子ネットを使用する。地域の子育て支援、保育サービス及び育児に関する情報を週1回以上行う。					
(許可事業) (7)園庭開放(許可事業)		(10)の子育て地域応援事業実施園は除く 保育所の園庭を定期的に開放することで地域の子育てを支援する。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く	週1回以上、1回2時間以上行う。 (年間20名以上)					
(8)子育てサークルの育成・支援(許可事業)		子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行う。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く	年2回以上行う。 (1回親子10名以上)					
(9)預かり合い事業 (許可事業)		預かり合い事業等を行う者の育成・支援を行う。 (10)の子育て地域応援事業実施園は除く	年2回以上行う。 (登録者は5組以上)					
(10)子育て地域応援事業(認定事業)		上記(1)~(9)を実施する。	地域の子育て家庭等が自由に交流できるスペースを週5日・2時間以上提供すること。 上記(1)~(9)の最低参加者数等を満たすこと					
(11)その他市が認めた 事業(認定事業)		先駆的な取り組みを実施して地域の子育てを支援する。	内容を事前に市に申請し、市が認めた事業のみ対 象とする。					

	内容	要件		
スマイル遊ぼう会	保育所の園庭や室内を地域の親子の遊びに解放。			
短期体験	親子で保育所を体験	│ 0歳~就学前の子どもと保護者など		
園庭開放	保育所の園庭を地域の親子の遊びに解放	→ 0 版~ 別子削のすともと休護有なと		
育児相談				

私立幼稚園

	内容	要件
預かり保育	女性の社会進出の増加や保護者及び地域のニーズに対応し、安心して子育て を行える環境づくりを行うために、預かり保育を行っています。	対象:在園児
長時間預かり保育	平日、土曜日、長期休業日の午前7時~午後7時まで預かり保育を実施して、 就業支援を行います。	
子育て相談・親子カウン	子育てに関する相談を、園の職員や専門のカウンセラーによって行い、子育	 対象:在園児の保護者と地域の保護者
セリング	てのあらゆる悩みに対し、気楽に相談できる窓口を設置しています。	
	幼児を持つ親等、幼児教育に関心を持つ者が、園児等とともに学ぶことによ	対象:在園児、保護者、未就園児、異世代(地域
親子学級	り、幼児に 対する正しい理解を深め、子どもとのふれあいや親同士・地域	の子育て経験者や高齢者)異年齢児(小学生、
	の人々との交流を深めるため、地域の幼児教育センター的機能の一翼を担い	中学生、高校生) 地域のボランティア
	ます。	回数:年間14回以上
	私立幼稚園が、「家庭・地域の教育力アップのための地域おこし」をするため	
10 / 10 / /hf#	に、地域 における幼稚園に入園していない、就学前の在宅幼児やその保護	対象:未就園の満3歳~5歳児と保護者
わくわく幼稚園 	者に対して、積極的に特色ある私立幼稚園教育を体験等してもらい、教育ノ	回数:年間48回以上
	ウハウを普及・啓発するとともに、子育ての悩み等を解消する機会を提供し	
	ます。	対象・大字ではにく洪で歩いたのか、Aがてのに
2歳児子育て応援事業	私立幼稚園における2歳児体験幼児教育や親教育を推進することにより、在	対象:在宅2歳児(満2歳児を含む)及びその保 護者
	宅2歳児及 びその保護者へ子育て支援を行います。 施設の一部を開放して、地域の乳幼児とその保護者たちが気楽に交流し、語	^護 年 対象:0 ~ 1 歳の乳幼児と保護者
乳幼児子育て応援事業	応設の一部を開放して、地域の乳効児とその保護者だらが気楽に交流し、語り合い、学び合える「子育てサロン」を開設しています。	対象:0~1歳の乳効だと保護者 回数:年間200回以上
	ウロバ、子びロえる 丁目でサログ] を開設していより。 小学生が事件、事故に巻き込まれる事例が後を絶たない状況や、少子化等に	四数:中间200回以上
 放課後児童・私立幼稚園	より、小学 生が家庭において年少児と関わりを持つ機会が減少している為、	 対象:園児と小学生(1年~6年)
	小学生が放課後、安全 ・安心な居場所を作り、幼稚園児との交流や幼小の	内象・風光とが子至(「牛」(牛) 回数:年間14回以上
九文/加]正连于未	連携を推進するため、園庭・園舎を 活用して交流活動を行います。	
	対稚園で行う講演会に、未就園の保護者にも参加してもられ、共に良き学び	
子育て講演会	になる機会を設けています。	対象:在園児の保護者と地域の保護者
	園庭や園舎を開放して、安全で安心な遊び場として幼稚園の施設を提供して	
園庭・園舎の開放	います。	対象:在園児・未就園児とその保護者
ロキマホムション	講演会やその他の事情で未就園児を預かる必要がある時に、一時的に預かり	マングロスグログルはの土地国 田
一時預かり	保育を実施しています。	対象:在園児の弟妹や地域の未就園児
	特別な支援が必要な園児等が、その状態に応じて十分な教育受けられるよう	
 特別支援教育推進事業	にするため、 特別支援アドバイザー(臨床心理士資格所持者)が必要とす	
付別又仮教目推進事業	る幼稚園に訪問し、指導助 言を受けて、子どものより良い発達に取り組ん	
	でいます。	
高校生保育体験推進事	高校生が幼児と関わる機会が少なくなっており、子育ての喜びや楽しみ、弱	 対象:高校生
業	者に対する 思いやりの心を育む為に、高校生の保育体験学習の機会を提供	지종·미1X工
被災児童生徒就学支援	東日本大震災により被災し、兵庫県内で受け入れている幼児について、経済	 対象:被災を受けた就園対象者
事業	的理由により就学が困難な幼児の教育機会の確保	ハス・

公立幼稚園

	内容	要件
開かれた幼稚園事業	家庭や地域と連携しながら、楽しんで子育てできるように支援するもの。各 幼稚園で、親子遊びや園児との交流や講話・子育て相談を行っている幼稚園 もある。	対象:未就園の3・4歳児 回数:年間20回程度
4 歳児待機児童対策事	友達や先生と一緒に集団で遊びながら、子どもたちが成長するきっかけ	対象:未就園の4歳児
業「4歳児ランド」	の場として実施。保険料・教材費の実費年間 3,500 円	回数:年間 50 回程度
にぎわい	子どもたちが地域で育ち、誰もが教育に関心を持つ地域社会をめざして、市立幼稚園が地域の核となり、地域のみなさんとともに活動を計画。	

児童館等その他施設

	内容	要件
地域子育て支援拠点事業 マラー型 > アラー型 > アラー型 > アラー型 > アラーでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	児童福祉法(H21.4 改正)に位置付けられた第2種社会福祉事業。 就学前のすべての子育て家庭(主に0~2歳児)を対象とした、常設の居場所。親子が気兼ねなく集い、交流する機会を提供など、親子と地域をつなぐ子育て支援の拠点としての役割を担う。 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進子育で等に関する相談、援助の実施地域の子育で関連情報の提供子育て及び子育で支援に関する講座等の実施:地域支援活動ア)公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育でサークルへの援助活動等の地域支援活動を実施すること。 イ)地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。 質の向上に寄与する取り組みの実施地域遍在の解消及び量的拡充に係る事業展開の実施	対象:主に0~2歳児と保護者 センター型 ~ ひろば型 ~
移動児童館 公民館 (高木・越木岩・南甲子 園・西宮浜・学文)	市内に9ヶ所ある児童館・児童センターが遠くて利用しにくい地域の公民館等に出向いて、子育て支援事業や児童館活動を行う。 ぽかぽか広場(対象:0~1歳児親子) 赤ちゃんとママの自由な広場・・・同年齢の子どもを持つお母さん同士が情報交換などを楽しむ よちよち広場(対象:0~2歳児親子)<地域保健課共催> お母さんのための子育て講座・・・保健師、栄養士などの話や情報交換、手遊びの紹介など ぴょんぴょん広場(対象:2歳6ヶ月~5歳児親子) 親子ふれあい遊び・・・製作・リズム・お話などを親子で楽しむ どんどん広場(対象:満4歳~小学生、但し幼児は保護者同伴) 幼児・小学生の集団遊び・・・友達や先生と一緒にゲーム・工作・お話・季節の行事を楽しむ	対象:乳幼児から小学生
夙川出前子育てひろば	H24 年度新規事業として、常設型 (「1.地域子育て支援拠点事業」) の設置が困難な地域において、親子が交流できる場を増やすため、地域の大学、保育所と移動児童館、子育て総合センターが連携し、小学校 (コミュニティルーム)を活用した子育て広場を開設。すでに行われている地域の活動(「3.地域活動:子育て地域サロン」) と連携しながら事業を進めている。	対象: 概ね0~3歳児の親子 場所: 夙川小学校 PTA・コミュニティルーム
子育て地域サロン 別紙 開催場所一覧	西宮市社会福祉協議会の分区等が主体となって、子育て中の親子が気軽に 集える居場所を提供し、仲間づくりを通して悩みの解決や、情報交換ができ る身近な拠点として、子育て支援活動を行っている。	対象:概ね0~3歳児と保護者
子育てサークル 公民館 子育て総合センター	子育て情報の交換や様々な遊びを通して、活動内容を工夫し、楽しんでい ます。	
おはなし会 図書館	絵本または紙芝居の読み聞かせをしています。	対象:0歳~小学生 及び保護者
親子でリフレッシュ 体育館	親子体操、お遊戯など	対象:2~3歳児と保護者 料金:月4回 1,600円
幼児体操教室 体育館・スポーツセン ター	マット、とび箱、鉄棒、レクリェーションなど	対象:4~5 歳児 料金: 月4回 1,600円(スポーツセンター) 10~16回 4,000~6,400円(体育館)

【認可保育所一覧 】1~32施設

平成24年6月時点の情報です。

	地地					<u> </u>	特	別						()							
区	公私	公私	公私	公私立	公置	公番	番	番	悉		所在地 [地図位置] 。 「		保育時間	保育		地域子育て支援					7
地区 (支所)	私立		WREI 7 OF [A4]	定員	延長保育	一時預かり	産休明け保育	育児相談	園庭開放	短期体験	あそぼう会	子育て教室	子育てサークル								
		1	北 夙 川 保 育 所	松風町 7-25 [A1] 0798-72-3711	120	7:30~18:00 18:00~19:00															
	公	2	大 社 保 育 所	神垣町 7-32 [A1] 0798-73-4703	120	7:30~18:00 18:00~19:00															
	立	3	芦 原 保 育 所	神明町 7-18 [A1] 0798-67-3577	120	7:30~18:00 18:00~19:00															
		4	む つ み 保 育 所	森下町 11-28 [A1] 0798-66-0505	90	7:30~18:00 18:00~19:00								-							
		5	幸和園保育所	中須佐町 3-36 [A1] 0798-36-4850	120	7:00~18:00 18:00~19:00															
本		6	幸和園保育所分園	中殿町 4-26 [A1] 0798-34-7008	60	7:00~18:00 18:00~19:00								-							
庁		7	幸和園保育所南園	池田町 9-6 [A1] 0798-	30	7:00~18:00 18:00~19:00															
مال		8	月 影 保 育 所	広田町 6-30 [A1] 0798-72-5731	60	7:30~18:00															
北		9	マーヤ保育園	末広町 1-3 [A1] 0798-36-3220	60	7:30~18:30 18:30~19:00															
	私	10	安 井 保 育 園	安井町 4-15 [A1] 0798-34-6677	90	7:00~18:00 18:00~19:00															
	立	11	安井さくら保育園	千歳町 4-19 [A1] 0798-23-1211	50	7:00~18:00 18:00~19:00															
		12	夙 川 宝 保 育 園	鷲林寺 2-3-2 [A1] 0798-72-7234	30	7:30~18:30 7:00~ 7:30															
		13	二 コ ニ コ 桜 保 育 園	南郷町 8-12 [A1]	60	18:30~19:00 7:30~18:30															
		14	のぞみ夢保育園	0798-75-0024 樋之池町 4-21	60	18:30~19:00 7:00~18:00															
		15	原 川 夢 保 育 園	0798-71-9614 北名次町 15-27 [A1]	60	18:00~19:00 7:00~18:00															
		16	建石保育所	0798-73-9614 川添町10-3 [A1]	90	18:00~19:00 7:30~18:00															
		17	朝日愛児館	0798-22-4468 与古道町 4-31 [A1]	50	18:00~19:00 7:30~18:00															
		18	用海保育所	0798-22-6901 石在町 16-25[A1]	60	18:00~19:00 7:30~18:00															
	公	19	浜脇保育所	0798-33-0757 浜脇町 3-13 [A1]	120	18:00~19:00 7:30~18:00															
	立	20	津門保育所	0798-35-2358 津門稲荷町 5-23 [A1]	90	18:00~19:00 7:30~18:00															
		21		0798-35-6204 今津水波町 11-26 [A1]	90	18:00~19:00 7:30~18:00															
		22		0798-22-3320 今津出在家町 10-6 [A1]	80	18:00~19:00 7:30~18:00															
本		23		0798-23-5011 今津山中町 12-28 [A1]	90	18:00~19:00 7:00~18:00															
庁		24		0798-22-137 甲子園浦風町 9-5 [A1] 0798-45-2232	150	18:00~19:00 7:00~18:00															
		25	1 3 H PN 13 W	今津真砂町 1-5 [A1]	60	18:00~19:00 7:30~18:30															
南			なぎさ保育園	0798-41-2510 西宮浜 4-13-3 [A1]	70	18:30~19:00 7:00~18:00															
	私	27		0798-33-6920 神楽町 5-23 [A1]	60	18:00~19:00 7:30~18:30															
	立		ゆめっこ保育園	0798-35-5992 石在町16-25 [A1] 0798-35-2758	50	18:30~19:00 7:00~18:00															
			めばえの子保育園	市庭町 9-12 [A1]	30	18:00~20:00 7:30~18:30								\dashv							
			かえで保育園	0798-22-1666 浜町 2-11 [A1]	60	18:30~19:00 7:00~18:00								=							
		31		9798-32-2713 郷免町 1-12	79	18:00~19:00 7:00~18:00								_							
			西宮つとがわ YMCA 保育園	2798-26-1765	60	18:00~19:00 7:30~18:30								\dashv							
	L		ぼう会は、保育所の園庭と	0798-26-1016 会内を批試の組てに関か		18:30~19:00															

あそぼう会は、保育所の園庭と室内を地域の親子に開放します。

【認可保育所一覧 】33~61施設

平成24年6月時点の情報です。

地区			H// 克 133 0	I NEAX			特保	別		地垣	····· 战子首			
区 (支所)	公私立	番号	保育所名	所在地 [地図位置] 電話番号	定員	保育時間 延長保育	一時預かり	産休明け保育	育児相談	園庭開放	短期体験	あそぼう会	子育て教室	子育てサークル
	公 立	33	甲 東 北 保 育 所	仁川町 4-3-10 [A1] 0798-52-8412	90	7:30~18:00 18:00~19:00								
		34	新 甲 東 保 育 園	門戸東町 3-15 [A1] 0798-57-5235	90	7:00~18:00 18:00~19:00								
甲		35	聖和乳幼児保育センター	門戸西町 1-46 [A1] 0798-53-2656	120	7:30~18:30 18:30~19:00								
	私	36	段 上 保 育 所	段上町 2-10-19 [A1] 0798-52-7979	120	7:00~18:00 18:30~19:30								
東	立	37	認定こども園きりん園	段上町 8-9-13 [A1] 0798-57-3789	60	7:30~18:30 18:00~19:00								
		38	ひ か り 保 育 園	上太市 4-12-3 [A1] 0798-52-9081	90	7:00~18:00 18:00~19:00								
		39	あ ん ず 保 育 園	甲東園 2-6-5 [A1] 0798-53-7512	45	7:30~18:30 18:30~19:00								
		40	上 之 町 保 育 所	上之町 24-44 [A1] 0798-64-0053	100	7:30~18:00 18:00~19:00								
	公	41	瓦 木 北 保 育 所	大屋町 13-8 [A1] 0798-67-4050	90	7:30~18:00 18:00~19:00								
瓦	立	42	瓦木みのり保育所	甲子園口 5-15-4 [A1] 0798-65-4400	130	7:30~18:00 18:00~19:00								
26		43	鳴尾北保育所	戸崎町 1-70 [A1] 0798-65-1022	80	7:30~18:00 18:00~19:00								
١.		44	一 麦 保 育 園	高木東町 30-3 [A1] 0798-67-2775	160	7:30~18:30 18:30~19:00								
木	私	44	な で し こ 保 育 園	大屋町 28-8 [A1] 0798-67-4050	60	7:30~18:30 18:30~19:00								
	立	45	西北夢保育園	長田町 4-8 [A1] 0798-65-9614	60	7:00~18:00 18:00~19:00								
		46	つぼみの子保育園	林田町 8-42 [A1] 0798-66-6670	20	7:30~18:30 18:30~19:00								
		47	小松朝日保育所	小松北町 1-7-9 [A1] 0798-41-0618	120	7:30~18:00 18:00~19:00								
		48	学 文 殿 保 育 所	学文殿町 1-6-22 [A1] 0798-41-1083	90	7:30~18:00 18:00~19:00								
		49	鳴尾保育所	笠屋町 19-1 [A1] 0798-41-0754	120	7:30~18:00 18:00~19:00								
鳴	公立	50	鳴尾東保育所	上田東町 4-120 [A1] 0798-47-3062	80	7:30~18:00 18:00~19:00								
שייני	<u> </u>	51	高 須 東 保 育 所	高須町 1-1-39 [A1] 0798-49-5643	120	7:30~18:00 18:00~19:00								
		52	高 須 西 保 育 所	高須町 2-1-46 [A1] 0798-48-2840	120	7:30~18:00 18:00~19:00								
尾		53	浜 甲 子 園 保 育 所	枝川町 12-8 [A1] 0798-41-0086	90	7:30~18:00 18:00~19:00								
	11	54	パ ド マ 保 育 園	高須町 2-1-47 [A1] 0798-48-5700	60	7:30~18:30 18:30~19:00								
	私立	55	西宮夢保育園	南甲子園 1-10-15 [A1] 0798-45-9614	45	7:00~18:00 18:00~20:00								
	32	56	武庫川女子大学附属保育園	鳴尾町 4-14-29 [A1] 0798-44-3025	90	7:00~18:30 18:30~19:00								
		57	船 坂 保 育 園	山口町船坂 572 [A1] 078-904-3773	50	7:30~18:30 18:30~19:00								
		58	やまよし保育園	山口町下山口 4-7-31 [A1] 078-904-0757	160	7:00~18:00 18:00~19:00								
北	١.	59	名 塩 保 育 園	名塩 1-20-15 [A1] 0797-61-0754	60	7:30~18:00								
部	立	60	東山ぽぽ保育園	東山台 1-106-2 [A1] 0797-63-1332	45	7:30~18:30 18:30~19:00								
		61	東山ぽぽ保育園分園	東山台 1-11-1 [A1] 0797-91-2242	45	7:30~18:30 18:30~19:00								

障害のある子どもの入所に関しては、保育所事業課(0798-35-3160)までご相談ください。

⁷番「幸和園保育所南園」、29番「めばえの子保育園」、37番「段上認定こども園きりん園」、46番「つぼみの子保育園」60番「東山ぽぽ保育園」の5園に関しては、0~2歳児の保育所です。それ以外はすべて0~5歳児の保育所です。

³⁷番「段上認定こども園きりん園」は幼保連携型の認定こども園です。

公立保育所の育児相談については、各児童館にて保育所長及び副保育所長が実施しています。

認可外保育施設 【問合せ】各施設又は保育所事業グループ(0798-35-3165)

【施設概要】施設の構造、保育士の数など厚生労働省が定める基準を満たし、認可を受けているものを「認可保育所」といい、それ以外のものを総称して「認可外保育施設」と呼びます。「認可外保育施設」の利用は、利用者が直接その施設へ申し込みを行います。また、対象年齢や時間、利用料などについても各施設により異なりますので、必ず事前に各施設にご確認下さい。

【申込方法】各施設へ直接お申し込み下さい。

【認可外保育施設一覧】

西宮市指定保育ルームや家庭保育所や一般利用できない事業所内保育所は除きます。 平成24年6月現在のものです。詳細は各施設にお問い合わせ願います。

番号	施設名 (設置者)	所在地 [位置図] 連絡先	定員	開所時間	時 間 外	休日保育	一時預かり	乳児受入
1	ちびっこ天国	山口町下山口 5 丁目 3 番 4 号 (078)904-0003	25	8:00 ~ 18:00		-		
2	はらっぱ保育所	中殿町 6-32 (0798)22-3561	35	7:30 ~ 18:00		-		
3	アクティブラーニングス クール甲東園	甲東園 1-1-6 パセオ甲東 2F (0798)57-0210	30	7:00 ~ 19:00		-		
4	保育ルームチャイ・ラン ド 名塩園	東山台 1 丁目 5359 (0797)62-3745	45	8:00 ~ 18:00		-		
5	たんぽぽハウス	甲陽園本庄町 7-23 (0798)72-2537	13	7:30 ~ 18:15		-		
6	保育所ちびっこランド阪 神甲子園	甲子園五番町 16-10-101-B (0798)45-5575	31	7:30 ~ 18:00		-		
7	保育所 & 幼児教室 ピュ ア・チャイルド甲子園	甲子園口 3 丁目 10-15 (0798)63-6636	40	7:30 ~ 18:00		-		
8	夙川プリスクール	深谷町 7-29 (0798)72-6000	208	7:30 ~ 18:00			-	
9	ゆめ保育園	神垣町 6-50 (0798)74-7273	5	8:00 ~ 18:00		-		
1 0	ポレ・ポレ西宮北口ベビ ールーム	長田町 1-15 リバティ 2 (0798)64-0888	20	8:00 ~ 18:00				
1 1	ポレ・ポレ西宮北口キッ ズルーム	長田町 1-15 リバティ 2 (0798)63-0887	20	8:00 ~ 18:00				_
1 2	チャイルドスクール苦楽 園	北名次町 2-32 池田ビル 2F (0798)73-0072	30	7:30 ~ 18:00	-	-		
1 3	保育所ちびっこランド阪 急北口園	高松町 11-17-202 (0798)63-8415	30	7:30 ~ 19:00	-	-		
1 4	保育ルームあゆみ園	上甲子園 2-12-23 (0798)40-5803	10	8:00 ~ 18:00		-		
1 5	保育所わいわいランドに しのみや東園	甲子園口 2 丁目 4-3 (0798)63-8104	38	7:30 ~ 18:00	-	-		
1 6	チャイルドフレンズミュ ウミュウ	相生町 7-3-201 (0798)70-7066	20	7:30 ~ 18:30	-	-		_
1 7	保育所ちびっこランド阪 神西宮園	馬場町 1-13 ルネ 8 番館 1F (0798)34-6188	30	7:30 ~ 18:30		-		
1 8	保育ルームチャイ・ラン ド 生瀬園	生瀬東町 15-41 (0797)86-4737	40	7:30 ~ 18:00		-		
1 9	キンダーキッズインター ナショナルスクール西宮 校	南昭和町 2-30 山下ビル 3F (0798)67-3933	115	7:45 ~ 18:15		-	-	-
2 0	家庭保育園『はじめのい っぽ』	甲子園口北町 18-18 (0798) 66-5061	11	7:30 ~ 18:30		-	-	-
2 1	ピッコロ4 保育ルーム	松原町 4-12 あずまビル 3F (0798)32-7415	40	7:30 ~ 19:00	-	-		
2 2	コナミスポーツクラブ本 店西宮アネックス	森下町 10-21 (0798)65-7991	100	8:45 ~ 14:00		-	-	_
2 3	チャイルドルームこども の森	羽衣町 5-36 (0798)37-4727	40	7:00 ~ 22:00	-			
2 4	ピッコロ5 保育ルーム	松生町 5-8 ベルトピア夙川 203 号 (0798)75-0340	30	7:30 ~ 19:00	-	-		
2 5	みんなげんき虹っ子保育 所	神楽町 6-22 090-2380-8019	15	8:00 ~ 17:30		-		-

番号	施設名 (設置者)	所在地 [位置図] 連絡先	定員	開所時間	時間外	休日保育	一時預かり	乳児受入
2 6	保育所 なかよし	高木西町 20-20 (0798)66-2288	17	7:30 ~ 18:00		ı		
2 7	西宮幼児アカデミー保育 園	松生町 17-14 (0798)71-5664	30	8:00 ~ 18:00		1		
2 8	チャイルドケアハウス トット	門戸岡田町 1-12 (0798)52-2457	20	7:30 ~ 19:30		,		
2 9	インターナショナルスク ールTREE HOUS E夙川校	羽衣町 10-21 (0798)38-4322	39	8:00 ~ 18:00	ı	ı		1
3 0	ラビキッズワールドらら ぽーと甲子園教室	甲子園八番町 1-100 ららぽーと甲子園店内 2 F (0798)41-2300	10	9:00 ~ 21:00	1			-
3 1	都市型保育園ポポラー兵 庫武庫川園	池開町 3-20 メイマネジメントビル 401 (0798)49-7050	87	7:30 ~ 18:30		1		
3 2	MOMO Kid's	甲子園浦風町 18-20 甲子園UP's ビル 2F (0798)31-5540	15	8:00 ~ 18:00		1		
3 3	西宮こもれびキンダーガ ーデン	川添町 7-1 (0798)20-1655	32	7:30 ~ 19:30	1	1		-
3 4	保育所 すこやか	津門川町 2-9 兵漬西宮ビル 2F (0798) 38-5928	40	7:30 ~ 19:00		1		
3 5	みんなげんき松ヶ丘虹っ 子保育所	松ヶ丘町 10-33 (0798) 73-4141	20	8:00 ~ 18:30		1		-
3 6	保育園 パステルの森	弓場町 1 - 2 (0798)31-6730	45	8:30 ~ 17:00		1		
3 7	リッツナーサリースクー ル	大森町 14-16 (0798)63-9039	10	9:00 ~ 18:00		·		-
3 8	保育所ちびっこランド西 宮ひろた園	広田町 12-77-101 (0798)70-2804	20	7:30 ~ 18:00		1		
3 9	保育所ちびっこランド西 宮今津園	今津久寿川町 12-83 (0798) 61-6181	30	7:30 ~ 18:00		1		
4 0	関西インターナショナル スクール芦屋校	堀切町 5-2 (0798)38-2222	100	8:00 ~ 18:00		1	-	-
4 1	西宮インターナショナル スクール	南越木岩町 11-6 (0798)75-6660	72	9:00 ~ 17:00		-		-
4 2	インターナショナルスク ール ブルードルフィン ズ香櫨園校	弓場町 5-27 (0798)37-0702	40	8:30 ~ 18:00	-	1	-	-

【西宮市の子育て支援にかかる主な事業費(平成24年度当初予算)

単位:千円】

在家庭以外の子どもにかかる事業も含む。

	事	業名	(開始年度)事業内容	事業費
	健やか赤ちゃん訪問事業	H19	生後2ヶ月頃の乳児がいる家庭への訪問	7,351
	育児支援家庭訪問事業	H19	特別な支援が必要な家庭にヘルパーや保育士を派	3,923
			子育て講座、イベント等の企画、様々な子育て支	
	子育て総合センター	H13	援情報の提供や子育て支援、幼児教育、幼稚園・	47,405
			保育所・小学校の連携についての研究。	
	地域子育て支援拠点事業		主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交	
	(センター型:親子サロ		流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、	55,770
	ン)		講座等を実施する。	
	旧音館、旧音もいね、・移		地域における子育て支援の拠点として、在家庭の	
	児童館・児童センター・移	S44	子育てを支援する講座やサロン相談業務、発達障	203,606
	動児童館		害のある児童への支援など実施。	
_			主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交	
子	地域子育て支援拠点事業	H16	流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、	8,365
育			講座を実施。	
て	上半にもはって左ていっ		大学のキャンパス内等に主に乳幼児(0~2 歳児)	
支	大学における子育てひろ	H21	を持つ親とその子どもが気軽に集い交流する場の	15,221
援	ば		常設。	
サ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子育て地域サロン	H16	社会福祉協議会による子育て支援活動	6,877
			自然の中で、自由に遊びながら創造性を培い、仲	
ビー	みやっこキッズパーク	H16	間づくりができるよう多様な活動ができる場とし	15,883
ス			て提供。	
	ロキマライン(つ	1140	保護者の入院やリフレッシュなど、一時的に就学	20. 720
	一時預かり	H10	前児童を預かり保育する事業。	32,736
	フタイ字原シー・レッニ		保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育	
	子育て家庭ショートステ	Н 7	ができない事情が生じたときに、市が指定する児	1,631
	1		童養護施設などで宿泊を伴う預かりを行う事業。	
	ファミリーサポートセン	1140	地域の中で子育ての相互援助を行う会員制の事	45.004
	ター事業	H13	業。	15,281
	子育て広報啓発事業、情報		子育てガイド・父子手帳・子育て便利マップ、ホ	
	の収集及び提供・発信	H17	ームページの作成などニーズに応じた情報の収集	8,092
	の収集及の使供・光信		と提供。	
		子首	育て支援サービス 計	422,141
幼	4 歳児ランド	H15	幼稚園未就園の4歳児を対象に幼児教育の機会	2 014
児	4 成况プノト	піэ	を提供。	2,811
教	が発展が持されまり事業		親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等地域	2 000
育	幼稚園地域ふれあい事業		とともに子どもたちのふれあい体験の場を提供。	3,822
			幼児教育 計	6,633

	重	 業名	(開始年度)事業内容	事業費
		*	保健師による乳幼児の家庭訪問、乳児健康相談、	尹木貝
	健康及び栄養に関する相		電話栄養相談・喘息・アレルギー相談、親子の歯	3,028
	談等		の教室、乳幼児発達相談	0,020
			電話健康相談、乳幼児の子育て相談、公立保育所	
相	子育で・育児に関する相談		長による子育て相談、保育所における育児相談	-
談	母(父)と子のこころの相		精神科医師による育児不安・疲れなどの心の悩み	
事	談		に関する個別相談を実施。	254
業	家庭児童相談事業	H17	しつけや虐待など子育て全般の相談	25,072
			障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び	400
	発達や障害に関する相談		教育相談。	186
			相談事業計	28,540
			次代の社会を担う児童の健やかな成長に資す	
			ることを目的に中学校修了までの児童を養育	
	児童手当	•	する親等に手当を支給する制度。所得制限有。	
۵۵ ا	(平成 23 年 10 月から平成 24	S46	中学生 10,000円	9,023,990
経	年3月分までは、子ども手当)	H24	3 歳誕生月の翌月分から小学生 10,000円(第1子・2子)	
済			" 15,000円(第3子以降) 0歳から3歳の誕生月まで 15,000円	
的			所得制限限度額以上(一律) 5,000円	
な			父と生計をともにできない児童の母や、母に代わ	
支援	児童扶養手当	S36	って児童を養育している人に支給。	1,508,863
按			中学3年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康	
	乳幼児等こども医療費助	0.40	保険適用分の一部負担金を助成する。小学4年生	4 050 070
	成	S48	から中学3年生については、入院費のみ助成であ	1,959,072
			ったが、平成 22 年度からは外来医療費も助成。	
			経済的な支援を計	12,491,925
			身体面・精神面および神経学的発達の節目となる	
7	4ヶ月健康診査		4 か月児を対象に総合的な健康診査と育児や栄養	9,477
子			などの相談、助言を実施。	
<u>ٽ</u>	_		心身の発達の節目である10か月児の発育発達	
も	10 ヶ月健康診査及びフォ		と、保護者の育児状況等についてアンケート形式	
や	ロー事業(すくすく相談	H21	で行う健康診査と診査の結果、発達に経過観察が	19,940
母	会)		必要な児や育児ストレスが高い保護者の育児相	
親			談を実施。	
の			身体面・精神面の発達において重要な時期である	
健	1歳6ヶ月健康診査		1 歳6か月児を対象に、総合的な健康診査と育児	13,949
康			や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言 ままな	
確			を実施。 身体面・精神面の発達において重要な時期である	
保	3 歳児健康診査		3 歳児を対象に、総合的な健康診査を行うととも	13,361
	J NX儿()足()及10/旦		「成元を対象に、総合的な健康診査を行うことも に、育児や生活習慣などの相談、助言を実施。	10,001
		子ど#	らや母親の健康確保 計	56,727

	子育て地域	サロン一覧			利	用者数	(単位:人)		
₩	<i>a</i> 16		98/HJB CC	11.4. +v	平成2	3年度	平成2	22年度	
分区名	名 称	開催日時	開催場所	対象者	参加人数	ボランティア	参加人数	ボランティア	
浜 脇	お母さんといっしょ お母さんといっしょ プレイパーク	第4水10:00~11:30(8,12月休) 第2水10:00~11:30 (4,6,8,11,12,1,2,月休) 雨天 中止	浜脇公民館 	0~3歳の子とその親	388	222	409	201	
香 櫨 園	さくらんぼ	概ね第1金10:00~11:30(8,1月 休)	夙東市民館	0歳~就学前の子とその 親	736	224	1,044	230	
安井	 みんなで遊ぼ	第2金10:00~11:30(8,1月休)	安井市民館	祝 0歳~末就園の子とその ^朗	962	144	1,083	138	
用 海	大きくなあれ	第1・3水10:00~11:30(8,1月休)	用海公民館	™ 0~3歳の子とその親	600	117	629	131	
今 津	きら・きら	第1水14:00~15:30(8,1月休) 第3水10:00~11:30(8,3月休)	今津小学校地域交流室	0~3歳の子とその親	451	163	408	154	
	きらっと	第4木10:00~11:30(8,12月休)	網引市民館(網引公園 内)	0~3歳の子とその親	74	34			
春 風	ママのひざ	第3木10:00~11:30(8月休)	春風公民館	マタニティママ、 0~2歳の子とその親	1,056	160	994	147	
津門	チビッコ遊び場つと	第1・3金10:00~11:30	大箇市民館	0~3歳の子とその親	669	138	1,044	196	
広 田	すくすくひろた	第2水10:00~11:30	スポーツクラブ21ひろた クラブハウス(広田小)	0~3歳の子とその親	441	87	444	87	
平木	わんぱくランド	毎週月10:30~11:30	むつみ児童館	0歳~禾就園の子とその _親	817	83	550	84	
大 社	なかよし広場	第3火10:00~11:30(4,8月休)	大社公民館	0~3歳の子とその親	278	115	462	129	
神原・甲陽園	ふわふわ	第3火10:00~11:30(8月休)	神原公民館 (6・9・11・2月は甲陽 園市民館)	0~2歳の子とその親	478	110	434	135	
夙 川	ともだちつくろう	第3火10:30~11:50(8,12月休)	夙川小学校コミュニティ ルーム	0~3歳の子とその親	206	60	316	76	
	ともだちつくろう	第1金10:00~11:30(8,1月休)	夙川公民館		376	67	471	53	
	エンゼルぷらざ	第2火13:30~15:00(8,1月休)	越木岩公民館	0歳~未就園の子とその 親		45	398	48	
	エンゼルぷらざ	第3水13:30~15:00(8,1月休)	越木岩幼稚園	マタニティママ、	67	38	201	46	
鳴尾西	ゆうゆう	第2・3水10:00~11:30(8月休)	鳴尾支所	~2歳の子とその親	862	342	878	380	
鳴尾北	にこにこキッズ	第4木10:30~12:00(8月休)	鳴尾北小学校ふれあい教 室	0~2歳の子とその親	657	94	710	85	
小 松	ふれんず	第2金・第4火10:00~11:45 概ね第1または第3水14:00~16:00	小松 デイサービスセン タニ 小松幼稚園	0~2歳未満の子とその親 未就園の子と保護者	824	365	1,022	269	
鳴尾東	つみき会	第1・3木10:00~11:30(8月・祝日	鳴尾東公民館	幼稚園入園前の子とその	625	178	817	203	
	レインボーキッズ	休) 第2・4水10:00~11:30	高須公民館	<u>親</u> 0~2歳の子とその親	660	205	1,120	209	
	浜っこひろば	(8,1月第2水休) 第3火10:00~11:30(8月休)	浜甲子園団地中央集会所		289	60	271	95	
	プーさん広場	第1~4火10:00~11:30(8月休)	甲子園地区コミュニティ	0~4歳の子とその親	1,856	403	3,013	433	
	きらきらランド	第1・3土10:30~11:30(祝日休)	センター 上甲子園公民館	0 年成の了ことの祝 0歳~就学前の子とその	359	127	203	92	
	ぱんぱん	第1・3火10:00~11:30(水百水)	北甲子園口市民館	<u>親</u> 0~4歳の子とその親	876	94	1.200	120	
	ばばーる	第2・4水10:00~12:00(8月休)	二見自治会館	0~4歳の子とその親	1,167	121	1,010	107	
	日だまり	第1金10:00~12:00	西宮市市民交流センター	0~4歳の子とその親	453	111	600	96	
	ルンルンひろば	第4金10:00~11:30	高木センター	0~2歳の子とその親	903	196	1,226	161	
甲東·段上 ・段 上 西	ピーナッツ広場	最終火曜日10:00~11:30 (7,12月休)	毎月変更	0~2歳の1:30子とその親	1,174	160	803	132	
	ちびっ子広場	第1水10:00~11:30(8,1月休)	上ヶ原市民館	0~2歳の子とその親	541	149	524	133	
生 瀬	よちよち広場	概ね第3火10:00~11:30 (4月休、7月は第2火)	生瀬斑状歯対策所内	0~2歳の子とその親	260	57	238	75	
名 塩	あいの家 みんなで遊ぼ	第1水 10:00~12:00 第3水 10:00~12:00 第3水 10:00~12:00 年4回 (7/3,9/25,12/25,3/5) 12/14(金)	さくらプラザ 名塩平成台自治会館 名塩南台中央会館別館 名塩会館 各地巡回(茶園町自治会館)	0歳~就学前の子とその 親	776	240	1,036	236	
東 山 台	おはなし会&お楽しみ わらべうたで遊ぼう	第1金10:30~12:00(8,1月休) 年3回	ナシオンホール	0歳~就園前の子とその 親	223	59	492	57	
Щ П	育て山口っ子ひろば	第1・3水10:30~12:00(祝祭日休)	山口児童センター	0~4歳の子とその親	873	62	1,063	70	
北六甲台	友だちつくろう	第4金10:00~12:00	北六甲台コミュニティセ ンター	0歳~就園前の子とその 親	246	56	215	60	
西宮浜	西宮浜子育てサロン	第2・4水10:30~12:00	西宮浜公民館	祝 0歳~就園前の子とその _钼	518	4	585	12	
		合計			21,954	4,890	25,913	4,880	
					,,,,,	,,,,,	.,,,,	,,,,,,,	

参加人数は、参加親子の合計人数。

1 大学子育てひろば 利用者数

平成23年度

(単位:人)

十八九20十八支														
利用				子。	ども					保護	者等		合計	開催日
者数ひろば	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計		用惟口
武庫川女子大学子育てひろば	1,877	3,047	1,236	151	22	5	0	6,338	5,733	71	15	5,819	12,157	月·火·金
夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	582	1,387	568	210	18	0	1	2,766	2,465	41	37	2,543	5,309	月~金
関西学院子どもセンター「さぽさぽ」	4,149	1,876	1,040	92	145	0	0	7,302	6,519	439	120	7,078	14,380	火~土
合計	6,608	6,310	2,844	453	185	5	1	16,406	14,717	551	172	15,440	31,846	
割合 %	40.3	38.5	17.3	2.8	1.1	0.0	0.0	100.0	95.3	3.6	1.1	100.0		

त्तर	成22年	曲
÷	$\pi v / / \perp \perp$.=

1 7-20 1 722													_	
利用		子ども保護者等									合計	開催日		
者数ひろば	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計	口前	刑性口
武庫川女子大学子育てひろば	1,841	3,481	1,191	63	33	0	0	6,609	6,204	0	0	6,204	12,813	月·火·金
夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	861	1,286	655	111	28	2	7	2,950	2,717	24	9	2,750	5,700	月~金
関西学院子どもセンター「さぽさぽ」	2,987	1,936	549	75	260	0	0	5,807	5,035	277	46	5,358	11,165	火~土
合計	5,689	6,703	2,395	249	321	2	7	15,366	13,956	301	55	14,312	29,678	
割合 %	37.0	43.6	15.6	1.6	2.1	0.0	0.0	100.0	97.5	2.1	0.4	100.0		- '

2 子育て総合センター親子サロン利用者数

(単位:人)

Ψ.	İπΰ	234	王	度

利用				子。	ども					保護		合計	開催日	
者数ひろば	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計	口司	用惟口
子育て総合センター親子サロン	4,568	8,974	5,205	2,962	1,668	884	242	24,503	19,267	1,745	0	21,012	45,515	毎日
割合 %	18.6	36.6	21.2	12.1	6.8	3.6	1.0	100.0	91.7	3.8	0.0	100.0		

平成22年度

利用				子。	ビも					保護		合計	開催日	
者数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計	日前	用惟口
子育て総合センター親子サロン	5,181	9,963	5,466	3,636	1,412	579	169	26,406	20,919	1,822	0	22,741	49,147	毎日
割合 %	19.6	37.7	20.7	13.8	5.3	2.2	0.6	100.0	92.0	8.0	0.0	100.0		

3 児童館 子育てひろば

(単位:人)

平成23年度

1 73,20 十1文															
	利用				子	ども					保護	者等		合計	開催日
者数ひろば		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計		州唯口
むつみ児童館			2,979						2,979				2,494	5,473	月~金
浜脇児童館			4,532						4,532				4,017	8,549	月~金
津門児童館			2,148						2,148				1,764	3,912	月~水
鳴尾児童館			3,669						3,669				3,193	6,862	月~金
大社児童センター			4,088						4,088				3,738	7,826	月~金
高須児童センター			6,220						6,220				5,327	11,547	月~金
段上児童館													/	11,434	月~金
塩瀬児童センター													/	6,468	月~金
山口児童センター														5,556	月~金
合計			23,636		0	0	0	0	23,636	0	0	0	20,533	67,627	

平成22年度

1 173,222 — 152															
	利用				子。	ども					保護	者等		合計	開催日
者数ひろば		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	小計	母親	父親	その他	小計	口司	用惟口
むつみ児童館			2,395						2,395				2,307	4,702	月~金
浜脇児童館			2,846						2,846				2,512	5,358	水~金
津門児童館			1,689						1,689				1,482	3,171	月~水
鳴尾児童館			3,514						3,514				3,135	6,649	月~金
大社児童センター			4,245						4,245				3,736	7,981	月~金
高須児童センター			6,006						6,006				5,103	11,109	月~金
段上児童館														14,801	月~金
塩瀬児童センター														7,345	月~金
山口児童センター														6,931	月~金
合計		•	20,695	•	0	0	0	0	20,695	0	0	0	18,275	68,047	

4 移動児童館

(単位:人)

平成23年度																
	利用	0 -	~1歳児親	!子	0 -	~ 2歳児親	!子	2歳6カ	b月~5歳	児親子	満	4歳~小学	生		合計	
者数ひろば		こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計
ぽかぽか広場		1,143	1,100	2,243										1,143	1,100	2,243
よちよち広場		/			914	861	1,775							914	861	1,775
ぴょんぴょん広場		/						1,211	960	2,171				1,211	960	2,171
どんどんひろば											600	158	758	600	158	758
計		1,143	1,100	2,243	914	861	1,775	1,211	960	2,171	600	158	758	3,868	3,079	6,947

平成22年度

利	川用	0 -	- 1歳児親	子	0 -	~ 2歳児親	子	2歳61]月~5歳	児親子	満	4歳~小学	生生		合計	
者数ひろば		こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計	こども	大人	計
ぽかぽか広場		1,111	1,071	2,182							/			1,111	1,071	2,182
よちよち広場		/	/		966	926	1,892		/		/	/	/	966	926	1,892
ぴょんぴょん広場		/	/		/			1,101	924	2,025	/	/	/	1,101	924	2,025
どんどんひろば		/	/								867	275	1,142	867	275	1,142
計		1,111	1,071	2,182	966	926	1,892	1,101	924	2,025	867	275	1,142	4,045	3,196	7,241

5 みやっこキッズパーク

(単位:人)

平成23年度

1 73220十1文														_	
	利用		子ども								大	人		合計	開催日
者数ひろば		0歳~2歳	3歳~5歳	6歳~8歳	9歳~11歳	12歳~			小計	母親	父親	その他	小計	口前	用惟口
みやっこキッズパーク		3,398	7,115	3,120	1,321	255			15,209				9,142		火~日
割合 %		22.3	46.8	20.5	87	17			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0		

平成22年度

利用		子ども								大	人		合計	開催日
者数ひろば	0歳~2歳	3歳~5歳	6歳~8歳	9歳~11歳	12歳~			小計	母親	父親	その他	小計		州压口
みやっこキッズパーク	3,628	6,714	3,484	1,406	242			15,474				9,838	25,312	火~日
割合 %	23.4	43.4	22.5	9.1	1.6			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0		

幼保一体化について

【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

・ 幼保一体化(国の動向も踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備)

これまでの審議経過

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体とも幼稚園と保育所に代表されるように所管が違い、一体的な運用や施策展開が行えないという弊害は以前から指摘されてきました。

本市でも、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局というように所管の違い、いわゆる縦割りが存在します。今後、本市の子育て支援策を全市的な視点からトータルで進めていくためには、行政組織の形態にとらわれず事業を展開していく必要があります。

そうした中、本市では、平成 19 年度に健康福祉局内に「こども部」を新設するとともに、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を移管するなど、子育て支援に関する組織を一部統合しました。しかし、幼稚園部門は教育委員会に残り、幼稚園と保育所という所管の違いは残されたままとなっています。

一方、国では現在、「幼保一体化」の議論が進められており、「子ども・子育て新システム検討会議」において、「幼保一体化(こども園の創設)」、「幼稚園教諭と保育士資格の統合」、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の一元化」、「財源の一本化」、「国の政策立案や執行組織の一元化」などの案が示されたところであり、こうした国の動向も見極めながら、本市の行政組織や推進体制について検討していく必要があります。

本市における推進体制の一元化に関する基本的な考え方としては、「子ども・子育て新システム検討会議」で示された国における所管の在り方に関する考え方に留意しつつ、市の独自性も打ち出せる方向で、新システムを一元的に推進する組織体制の整備に向けて検討していくべきと考えます。

-1 西宮市のそれぞれの組織における所管一覧

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所)	教育委員会(学校教育部、社会教育部)
< 児童福祉·母子保健·障害福祉 >	< 学校教育・家庭教育・社会教育 >
保育所全般(設置·運営·許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校·中学校(義務教育全般)
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館‧図書館(社会教育)、青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭·DV 相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育
子ども手当	スポーツ振興
母子保健·地域保健【保健所】	

-2 子ども・子育てにかかる事務を所管する組織の状況 (平成 23 年度現在) 中核市等44市の状況(中核市41市、中核市移行準備市3市

事務の名称	西	宮市の状	況	(中核	44市(市41、中核	の状況 (市移行 ⁾	隼備市3)
事 4万0万百1小	「子ども」 組織	教育 委員会	その他		も」組織 管率		委員会 管率
(1)子ども·子育て全般に関する企画·計画·調整 に関すること				44	100%	0	0%
(2)子育て支援事業の企画及び実施に関すること				43	98%	1	2%
(3)母子保健及び母子の健康管理に関すること				14	32%	0	0%
(4)婦人相談、家庭児童相談及び要保護児童相 談に関すること				40	91%	0	0%
(5)市立保育所の管理・運営等に関すること				34	77%	0	0%
(6)私立保育所の助成及び連絡調整に関すること				36	82%	0	0%
(7)保育所待機児童解消、保育所整備に関すること				35	80%	0	0%
(8)認可外保育施設の設置届出等に関すること				32	73%	0	0%
(9)認定こども園に関すること				34	77%	4	9%
(10)公立幼稚園に関すること				7	16%	29	66%
(11)私立幼稚園に関すること				16	36%	26	59%
(12)留守家庭児童育成センター(学童保育)の 管理・運営等に関すること				21	48%	12	27%
(13)児童館・児童センターの管理・運営等に関すること				32	73%	5	11%
(14)障害のある子どもの相談、療養、支援に関すること(発達支援センター等)				17	39%	2	5%
(15)特別支援教育に関すること				0	0%	44	100%
(16)子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び 特別児童扶養手当に関すること				41	93%	0	0%
(17)児童委員に関すること				8	18%	0	0%
(18)青少年健全育成の調査、計画、管理等に関 すること				11	25%	29	66%
(19)青少年健全育成の各種事業に関すること				11	25%	29	66%
(20)青少年の補導・非行防止に関すること				11	25%	29	66%
(21)男女共同参画に関すること				0	0%	0	0%
(22)児童相談所に関すること			(県)	2	5%	0	0%

[「]子ども」組織が上記業務を所管している割合と、教育委員会が所管している割合を記載。

[「]子ども」組織以外の市長事務部局が所管する場合や担当組織がない場合(カウントなし)、また「子ども」組織と教育委員会の双方で所管している場合(双方でカウント)があるため、必ずしも計が100%とはならない。 所管率が50%を上回る場合にセルを着色している。

-3 幼稚園・保育所の制度比較(平成 22 年度作成資料)

	幼稚園	保育所
所管省庁	文部科学省	厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
施設の区分	学校(幼稚園)	児童福祉施設(保育所)
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身 の発達を助長する(学教法第77条)	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又 は幼児を保育する(児福法第39条)
対象児	満3歳~小学校就学前の幼児	0歳~就学前の保育に欠ける児童 (ただし、保育に欠ける18歳未満の児童を保育所 で預かることもできる)
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	規定なし(約 300日<月~土>)
保育時間	4時間を標準 預かり保育を実施	8時間を原則 延長保育を実施
保育·教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針
	保育 = 教育 生活の場は家庭	保育 = 養護 + 教育 保育所は生活の場
設置主体	地方公共団体、学校法人(特例あり)	制限なし
施設設置認可等	公立(届出):県教委 私立(認可):県	公立(届出):県 私立(認可):県(大都市特例:政令市·中核市)
入所	保護者と施設との直接契約	保護者は市町村に申込み、市町村は入所決定を行う。
保育料	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 (所得に応じた負担)
運営費	公立 一般財源(交付税措置) 私立 私立学校助成費補助金等 (国、県、市)	公立 一般財源(交付税措置) 私立 保育所運営費負担金 (国:1/2、中核市:1/2)
施設整備費	公立 安心·安全な学校づくり交付金 私立 私立学校施設整備費補助金	公立 一般財源 私立 次世代育成支援施設整備費交付金
職員配置基準	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする (幼稚園設置基準)	0歳児 概ね3:1 満1·2歳児 "6:1 ^(児童福祉施設最低基準) 満3歳児 "20:1 満4歳児以上 "30:1
職員資格	幼稚園教諭(普通免許状)	保育士(国家資格)
施設基準	保育室・遊戯室(兼用可) 職員室・保健室(兼用可) 便所 手洗用設備・足洗用設備 飲料水用設備 運動場(同一敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする) 園舎 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 320㎡ + 1学級につき100㎡ 保育室(遊戯室) - 運動場 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 400㎡ + 1学級につき80㎡	保育室又は遊戯室(満2歳以上児) 乳児室又はほふ〈室(満2歳未満児) 便所 調理室 医務室(満2歳未満児) 屋外遊戯場(満2歳以上児・付近にある公園等代 替可) 園舎 - 保育室(遊戯室) 1.98㎡/満2歳以上児1人 乳児室 1.65㎡/乳児1人 ほふ〈室 3.30㎡/満2歳未満児1人 屋外遊戯場 3.30㎡/満2歳以上児1人 (3学級(105人相当)の場合346.5㎡)
給食	任意 外部搬入や弁当持参可	必須 原則自園調理(ただし3歳以上児については条件 付で外部搬入可) 調理業務の委託は可
地域の子育て支援	住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供	児童福祉法第48の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

幼保一体化の目的

三つの視点

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点

仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び 子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点

(1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

・世界に誇る学校教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大

・男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様 な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

・支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるように

すべての子どもの健やかな育ちが実現 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会が実現

参考:子ども・子育て新システム検討会議資料

平成 25年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会

【格差是正・こども支援 WG】 平成 25年度の審議経過(案)

 $(P1 \sim P4)$

1. 平成 25 年度格差是正・こども支援WGの審議経過

(1)はじめに

平成 25 年度の「格差是正・こども支援ワーキンググループ」は、平成 25 年 5 月 14 日に開催しました。平成 24 年度の審議経過をもとに、内容や文言の修正等について検討し、これまでの議論の整理と、共通理解を進めました。また、最終答申に向けての内容の検討についても行いました。

【諮問4】保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について

- ・認可外保育施設への支援(助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化)
- ・公費投入のあり方(公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理)

【諮問5】特別支援教育・障害児保育のあり方について

(2)認可外保育施設への支援(助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化)について

施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上に繋がるものについて

平成 22 年度に行った監査における施設運営者からの要望等を参考に、検討を行いました。直接子どもや職員にかかわるものとして、児童、職員も含めた「健診」や入所幼児の相談や連絡体制の整備といった「情報・連絡」、職員や保護者向けの「研修」といった項目については、保育の質の向上につながる重要なものであり、支援にあたっては優先的に行われるものであると考えます。今後は、子ども・子育て支援新制度で示されていく補助の制度の状況も見ながら、具体的支援の作成を進める必要があると考えます。

しかし、認可外保育施設の規模・形態は異なっても、どこに対しても支援の必要性があるという意見や、認可外保育施設も認可を取得してはどうかという意見、支援の内容や基準についての意見、<u>また、幼稚園型の認定こども園は認可外保育施設扱いになるため、支援が必要といった意見など、さまざまな意見があったことも付け加えておきます。</u>

(4)在家庭への支援について

在家庭の現状は、平成 24 年 5 月 1 日現在、就学前児童 28,372 人のうち、在家庭者数は 13,222 人(46.6%)となっています。

現在、在家庭を含めて、さまざまな機関が子育て支援を行っています。(別紙資料2)

これからの支援では、在家庭のニーズを的確に把握し、支援することの重要性や、情報提供の時期を出産直後ではなく、妊娠中や若い世代にすること、支援する側の保育施設等の連携や準備の重要性が求められています。また、保護者がサービスの受け手にとどまらず、趣味などをきっかけに集まり、子育ての交流や地域支援をすることができる体制への支援という必要性についても意見がありました。

今後、子ども・子育て支援新制度に基づき、市で実施されるニーズ調査により<u>在宅子育て家</u> <u>庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。</u>母子保健(保健所)と子育て (こども部)の連携した取り組みが求められます。

(5)公費投入のあり方(公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理)について 公立幼稚園の運営経費の見直しについて

公立幼稚園の運営経費の見直しについて、さまざまな視点から検討を行い、幾つかの方法を

確認しました。「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」などです。

公立幼稚園は、保育の質を維持しながらも、人件費等さまざまな点から運営経費を見直して いくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入す ることで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。

【公立幼稚園の規模】

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

		平反	戈24年度在	王園者数(ノ	()	
公立幼稚園	4	5児	5		合	計
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
21 園合計	650	22	802	31	1,452	53
21 園平均	31	1	38.2	1.5	69.1	2.5

【私立幼稚園の規模】

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

		平反	戊24年度在	園者数 (人))	
私立幼稚園	満3歳児	3 歳児	5 歳児	合	計	
	人数	人数	人数	人数	人数	学級数
40 園合計	14	2,470	2,764	2,735	7,983	302
40 園平均	0.4	61.8	69.1	68.4	199.6	7.6

満3歳児は5月1日現在のため、4/2~5/1生まれの幼児のみ。

【公立幼稚園の職員の配置】

基本的配置 園長1 (教頭1) 教諭1~5 養護教諭1 園務員1

〔職員数〕

(平成24年12月1日現在) (人)

/\ -\	正職員(再任	用含む)	臨時	瑂	战 員		総計	
公立幼稚園	教育職 1	労務職	教育職 2	2	労務職	教育職	労務職	合計
21 園合計	69	20	39		2	108	22	130
21 園平均	3.29	0.95	1.86		0.10	5.14	1.05	6.19

1 産休・育休者含む

(休職代替)

2 本定欠(本来正規職員枠に配置される臨時職員:13人)、 産休等代替(12人)、養護教諭(臨任12人)、園長代行(2人) 浜甲子園幼稚園4歳児学級は、休級

【私立幼稚園の職員の配置】

基本的配置 園長1 教諭1~ 事務職員1~

〔職員数〕

(平成24年現在) (人)

私立幼稚園	教育職 1		事務職		総計			
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	教育職	事務職	合計
40 園合計	460	20	87	70	31	567	101	668
40 園平均	11.5	0.5	2.18	1.75	0.78	14.18	2.53	16.7

1 園長、教諭

【職員の平均年収】 (年収:千円)

	<u>1 年目</u>	<u>5 年目</u>	<u>10 年目</u>	20 年目
	短大卒・4 年生大卒	短大卒・4 年生大卒	短大卒・4 年生大卒	短大卒・4 年生大卒
<u>公立幼稚園</u>	3,277 · 3,698	3,834 · 4,309	<u>4,760 · 5,268</u>	6,435 · 6,737
私立幼稚園	<u>2,786 · 2,938</u>	3,443 · 3,575	3,985 · 4,168	<u>4,986 • 5,082</u>

西宮市立幼稚園は、兵庫県内の公立小中学校教員の給料表を準用し決定。賞与含む。事業主負担分除く。 私立幼稚園は、40園の平均として算出。賞与含む。事業主負担分除く。

【職員の平均年齢】 (平成22年度決算)

公立幼稚園(園長、	教諭、養護教諭)	43.0 歳
私立幼稚園(園長、	教諭)	34.1 歳

公立幼稚園の職員は正規教員のみ。

【運営経費縮減の試算】

【園の数が減り、13園になった場合。(-8園)】

(1つの園の4歳児学級は1学級、5歳児学級は1~2学級と想定する)

平成 24 年度 2 1 園 5 3 学級 1 3 園 3 4 学級 (-19学級)

(園長-8名、教諭-19名、養護教諭-8名、園務員-8名)

平成 24 年度の教職員の平均人件費を基に上記人数分の人件費を削減した場合、約 3 億円/年の 削減となります。 下表へ

[公費投入額(幼稚園費)の推移]

(千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<u>1 プロック 1 園時点</u>
1,165,426	1,155,819	1,115,430	1,050,375	<u>650,232</u>

(内訳:給料、職員手当、共済費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等)

幼稚園費には、特に教育的配慮を要する幼児を支援する保育補助員への経費は含んでいない。

1 ブロック 1 園時点での予測額は、平成 23 年度決算額を 13 / 21 園にした場合の額。

[歳入(入園料、保育料)の推移]

(千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<u>1 プロック 1 園時点</u>
198,844	178,460	179,329	163,151	<u>100,998</u>

¹ ブロック 1 園時点予測額は、平成 23 年度決算額を 13 / 21 園にした場合の額。

公立幼稚園の保育料の見直しについて

公立幼稚園と同じ公立である保育所との比較では、運営経費に占める公費投入の割合や保護者 負担の割合に大きな差があり、適正な保護者負担の観点からも、公立幼稚園の保育料の見直しを 検討する必要があると考えました。公立幼稚園の保育料を保育所と比較し、1時間あたりの保育料 を同じにする方法で、応能負担に変更することなどについて、検討しました。

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担については、応能負担を基本にすることが、国の 方針となっています。したがって、公立幼稚園の保育料の見直しについては、今後は応能負担の 方向での整備が望ましいと考えます。

しかし、現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当」とした中間報告をもとに、就園奨励助成金の増額が取り組まれているところであり、また子ども・子育て支援新制度の具体的内容が示されていない状況であるため、保育料の具体的改正は、その後に行うことが適切と考えます。その際には、就園奨励助成金による格差是正も含めて、検討していく必要があります。

【幼稚園の運営経費に占める公費投入額と保護者負担(公立保育所との比較)】

中間答申より抜粋 平成 22 年度決算

	公立幼稚園(4·5 歳)	公立保育所(3~5歳)
運営経費	11 億 8,000 万円	11 億 9,000 万円
児童数	1,612人	1,532人
1人あたり月額経費	6万1,000円	6万4,900円
公費投入(月額)	5万1,700円(84.8%)	3万9,500円(60.9%)
保護者負担(月額)	9,300円(15.2%)	2万5,400円(39.1%)

全体の保護者負担額を児童数・月数で割っているため、保育料の減免額を含んでいます。

「新しい公立幼稚園の保育料の考え方(案)」

定額制であった公立幼稚園の保育料を、応能負担制度に変更すること。

手法~公立幼稚園と保育所の保育料1時間あたりの保護者負担を公平にすること。

年間の保育時間で比較すると、公立幼稚園の保育時間は公立保育所の保育時間の 28~40%となります。(中間値34%)

公立幼稚園の新保育料(月額)案

保育所の使用する保護者の階層区分を使い、以下のように考えてみます。

[公立幼稚園の保育料] = [保育所の保育料] x [3 4 %]

保育所と公立幼稚園の保育料の比較と新保育料改定案

階層区分		<u>現行</u> 保育所 保育料 A	<u>現行</u> 公立幼稚園 保育料 B	<u>公立幼新保育料</u> A×34% = C	<u>差額</u> C - B = D
Α		0 円	0円	0円	0 円
В	母子父子	0 円	0 円	0円	0 円
	上記以外	3,000円	1,000円	1,000円	0 円
С		8,800円	2,400 円	3,000円	+ 600 円
D	1	14,800 円	4,800 円	5,000 円	+ 200 円
D :	2	21,600円	9,600円	7,300 円	- 2,300 円
D 3	3	30,800円	9,600円	10,500円	+ 900 円
D۷	4	33,800 円	9,600円	11,500 円	+1,900円
D !	5	35,400 円	9,600円	12,000円	+2,400円
D (5	37,300 円	9,600円	12,700 円	+3,100円
D :	7	38,100円	9,600円	13,000円	+3,400円
D 8	3	41,000円	9,600円	14,000円	+4,400円

平成 24 年度の保護者の所得階層での試算

- <u>・上記 34%の場合の保育料は + 11,346 千円/年、現行保育料総額(概算)の 8%のアップ</u>
- ・40%での試算では、+39,687千円/年、現行保育料総額(概算)の26%アップ
- D2階層(9,600円)には、一部D1階層(4,800円)が含まれますが、便宜上D2階層(9,600円)としています。